

## お知らせ 車いす駐車場等の利用証制度が始まりました

障害のある人や高齢者、妊産婦やけが人などの移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場の仕組みとして、「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」が平成25年5月から導入されました。

### 「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証」の入手方法

■**交付対象者**／身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、移動に配慮が必要な方です。

■**利用証の種類**／車いす使用者は青色の利用証です。車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方は緑色の利用証です。

■**申請窓口**／交付を希望される方は、滋賀県健康福祉政策課へ申請してください。

#### ■問い合わせ先

滋賀県 健康福祉部 健康福祉政策課 (電話:077-528-3512)

[受付時間] 平日(月～金) 8:30～17:15

「しがのユニバーサルデザイン」ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ud/>



## 催しもの紹介 I

### 普段の生活で困っていることはありませんか？

あなたにあった便利な道具を生活の中に取り入れて、日々の生活を充実したものにしませんか？

### 子ども福祉用具ミニミニ展示会

2013年 8月27日(火)・28日(水)

10:00～16:00 2日間開催

会場：滋賀県立小児保健医療センター 研修室  
(守山市守山五丁目7-30)

### 見て・触れて・試して！ しが福祉用具フェア2013

☆今年は耳の相談会も一緒に開催します。

2013年 10月26日(土) 10:00～16:00

会場：滋賀県福祉用具センター

(県立長寿社会福祉センター内・滋賀県草津市笠山7-8-138)



## 催しもの紹介 II

滋賀県言語聴覚士会

滋賀県立リハビリテーションセンター

共催  
事業

### リハビリテーション県民講座

### 『言語聴覚療法にできること』

言語聴覚士(ST)が専門として関わる「高次脳機能障害」「発達障害」「嚥下障害」についての支援方法や取り組み方について、わかりやすく紹介します。

2013年 9月7日(土) 14:00～16:30

会場：滋賀県立成人病センター 研究所講堂  
(守山市守山五丁目7-30)

参加は無料です。どなたでも自由にご参加して頂けます。

#### ●問い合わせ先

滋賀県言語聴覚士会事務局

大津市民病院

リハビリテーション部内

(077-526-8357)

HP <http://slhtshiga.web.fc2.com/>

E-mail [slht\\_shiga@yahoo.co.jp](mailto:slht_shiga@yahoo.co.jp)



# 和み

(第27号) 平成25年(2013年) 7月発行

■編集・発行：滋賀県立リハビリテーションセンター 事業推進担当

〒524-8524 滋賀県守山市守山五丁目4-30 (滋賀県立成人病センター内)

TEL.077-582-8157/FAX.077-582-5726

e-mail: [ef4701@pref.shiga.lg.jp](mailto:ef4701@pref.shiga.lg.jp)

Web: <http://pref-shiga-rehabili-c.hs.plala.or.jp/info/index.html>

R70

古紙パルプ配合率  
70%再生紙を使用



## 特集

● 滋賀県立リハビリテーションセンター 更生相談担当

● 高次脳機能障害ってなに？



# 母なる湖から命の力を

# 滋賀県立リハビリテーションセンター 更生相談担当

(滋賀県身体障害者更生相談所)

〒525-0072 草津市笠山七丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター(滋賀県福祉用具センター)内  
電話 077-567-7221 / FAX 077-567-7222 / Web <http://pref-shiga-rehabili-c.hs.plala.or.jp/>

平成25年4月より滋賀県身体障害者更生相談所が滋賀県立リハビリテーションセンター支援部門に更生相談担当として組織に入りました。また、補装具や福祉用具などの相談機能をより強化するために、滋賀県福祉用具センター内(草津市)に移転し、滋賀県福祉用具相談プラザとして活動を開始しました。

## 相談の内容・対象者

- ◎補装具について相談したい  
補聴器、義肢・装具、車椅子などを使用したい、または使用中の方
- ◎更生医療について相談したい  
障害に対する医療(手術等)を行う予定の方



## 申込方法、会場等

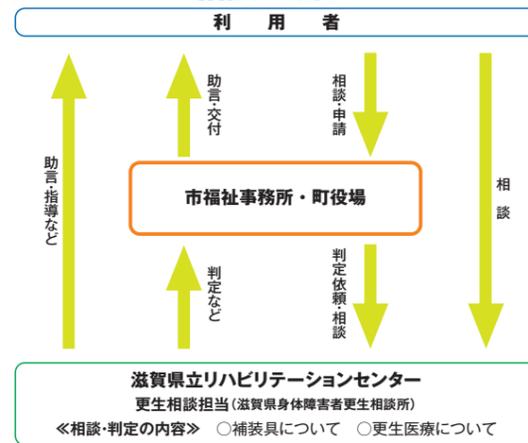
- ◎相談は原則「予約制」となります。お住まいの地域の福祉事務所または役所の障害福祉担当までご連絡ください。
- ◎「来所相談」と「巡回相談」があります。実施日等については個別にお電話をいただくか、ホームページにてご確認ください
- ◎重度の障害等のある方については、ご自宅等で「訪問相談」を実施しますので、ご相談ください。

## その他

- ◎相談の費用は無料です。また、相談内容については秘密を厳守いたします。
- ◎必要な場合は、相談者の了解を得たうえで、市町やその他の関係機関と連携を図って支援を行います。



## 相談の流れ



### 来所相談

●平日の9:00から16:00まで  
(年末年始、お盆、祝日を除く)

### 巡回相談

●各巡回相談会場開催日の10:00から15:00まで  
(※補装具のみ巡回相談実施)

※事前に市福祉事務所または町役場にお問い合わせ下さい。費用は無料です。

## 滋賀県福祉用具相談プラザのご案内

平成25年6月に、滋賀県福祉用具センターと滋賀県立リハビリテーションセンター更生相談担当(滋賀県身体障害者更生相談所)の2つの機能が連携して、福祉用具や補装具の選定、生活環境の調整などの相談に応じる総合相談窓口(滋賀県福祉用具相談プラザ)を福祉用具センター内に開設しました。



総合相談窓口  
(滋賀県福祉用具センター内に開設)

電話 077-567-3907  
FAX 077-567-3967

# 高次脳機能障害ってなに?

# 実は...

# こんな身近なことでも起こるんです!?



高次脳機能障害とは、脳の損傷によって、高次の能力(記憶、感情のコントロール、相手の気持ちを理解する等)に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害のことをさします。



事故や転んだ時などに強く頭を損傷。また病気などによって脳が損傷した後……

- 何か様子がおかしい!
- 我慢ができなくなった!
- おこりっぽくなった!
- 仕事ができなくなった!
- 物覚えが悪くなった!
- 集中ができなくなった!
- 性格が変わった!
- 段取りが悪くなった!

上記の症状がみられたりしませんか? その際は、一度専門家に相談しましょう。

## もしかしたら高次脳機能障害かもしれません!?

ただし、脳を損傷してすぐに検査をしても判断が難しいこともあり、後から生活の中において症状がでてきたり、検査をしてわかるケースも多いです。生活で困っている場合は、一度専門家に相談してください。

当センターにおいても、高次脳機能障害の方に対して幅広く支援を行っています。

## 当センターの取組み

医師や専門職が診断や評価を行います。

### ●診断

医師や専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等)が評価を実施します。



生活や仕事のやりづらさを補う方法、行動しやすい環境の整え方を考えましょう。

### ●外来診療、リハビリ訓練

医師等専門職が、病気の捉え方やそれに対する対応法、地域生活や就労場面での病気による影響、起こりうる予測等を考え、訓練を実施しています。

### ●集団訓練

社会生活を送る為の基礎対人関係技術や集団での自分の役割や対応法等を身につけるために、グループでの訓練を行います。

安心できる生活と、充実した社会を作りましょう。

### ●支援者への研修

高次脳機能障害を支援する方への基礎的知識や、病気の捉え方や対応法、地域の各機関の周知等をテーマとした研修を行います。

### ●他支援機関との連携

地域で暮らす方々を支える機関と連携し、よりよい支援がなされるような関わりや、地域のあり方を検討します。